

行財政構造改革・実行計画 平成20年度進行管理票 (平成20年4月現在)

Plan! 行財政構造改革・実行計画		
No.	改革項目(名称)	担当課
44	法定外税導入の検討	税務課
		電話
		828
実施内容		
新たな行政課題への対応や市独自の施策を展開するための財源確保策として、法定外目的税※など新税の導入を検討する。		
位置づけ	大綱	基本目標3 健全な財政運営の推進
	実行計画	3-(4) 財源確保の取組み

■特記事項(実施内容の変化など)

特になし。
※法定外目的税とは 平成12年4月1日施行の地方分権一括法による地方税法改正で創設されたもので、地方税法に定められていない税目を、特定の使用目的や事業の経費とするために地方自治体が条例を定めて設ける税のこと。

■進行スケジュール

	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
当初計画スケジュール	○	○	○	○	○					
H19改訂スケジュール	○	○	○	○	→	→	→	→	→	→

【凡例】

- 実施
  - ①当初の改革内容の全体を実施した段階
  - ②改革による新たな制度やサービスが本格稼働する段階)
- ▲ 一部実施
  - ①当初の改革内容の一部を実施した段階
  - ②委員会設置や条例制定など実施に向けた具体的な取組みに着手した段階)
- 調査検討：内部的な調査・検討
- 継続：前年度の段階を継続しながら、さらに充実を図る)
- 取組停止  
当初の実施内容と異なる方向に推移し、現行項目に適合しなくなったもの)

Plan! 改革の取組み予定		
年度		マーク
▼平成19年度における取組み予定		
17	調査検討	○
18	①課内職員プロジェクトチームによる検討 ②全国での実施状況調査	○
19	法定外税導入事例等に関する情報収集	○
20	同 上	○
21	同 上	○
22		
23		
24		
25		
26		

Do! 改革の取組み		
年度		マーク
▼平成19年度までの取組み結果		
17	・法定外税導入の検討については、地方分権一括法の制定に伴う地方税の充実確保の観点から、「地方税研究ワーキンググループ」内で検討を行った。 ・情報収集するため、インターネットを利用し、全国自治体での実施状況を把握し、検討協議を行った。	○
18	「法定外税は、地域にあったその地域だけに限られている税源に対する課税であり、政策形成なくしての導入は難しい」との昨年度の評価結果から、ワーキンググループ内での協議検討や新たな取組みは行っていない。	○
19	法定外税導入事例等に関する情報収集	○
▼評価・改善を踏まえた取組み予定(plan!)		
20	法定外税導入事例等に関する情報収集	○
21	同 上	↓
22	同 上	↓
23	同 上	↓
24	同 上	↓
25	同 上	↓
26	同 上	↓

Check! 19年度の取組みへの評価	
法定外税の導入については、「地方税研究ワーキンググループ」内で一定の結論に達しており、H19年度においては、ワーキンググループ内での協議検討や新たな取組み等は行わなかった。	
Action! 評価を踏まえ改善する内容	
新税の導入には、「市民の合意」は勿論のことその税金による「具体的な政策の実行」をするための手段としての税でなくてはならず、安易に税金の増加を目的としたものは認められない。 よって、当市において税金をもとに展開する明確な政策の構築がない限り、現状での導入は難しく、今後もその可能性は少ないものと考えられる。	